

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく『移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準』及び『道路移動等円滑化占用基準』の概要

国土交通省道路局

## 1. 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準

これまで、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年法律第68号）に基づく「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」（平成12年建設省令第40号）に依って道路の移動円滑化が図られているところですが、旅客施設や官公庁、福祉施設等を連絡するバリアフリー歩行空間のネットワーク形成の進捗を図るため、2mの有効幅員の歩道設置が著しく困難な場合、有効幅員の考え方について以下のとおり選択肢を追加します。

（歩道の有効幅員について）

ネットワーク形成を図る上で不可欠な道路のうち、歩行者の交通量が多くない道路において、有効幅員を最低2m確保することが著しく困難な区間については、車いすが転回でき、車いす使用者と人がすれ違うことができる歩道（有効幅員1.5m以上）を整備すればよいという考え方を追加します。その場合、部分的に有効幅員2m以上の箇所を設けるなど、車いす同士のすれ違いに配慮するものとします。

（歩道の設置について）

ネットワーク形成を図る上で不可欠な道路のうち、歩道の設置自体が著しく困難な道路については、高齢者・障害者等の通行の安全を確保するため、自動車を減速させるための措置を講ずるものとする考え方を追加します。

詳細な適用条件、配慮事項等については、有識者、障害者等により構成されている「道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会」において検討中であり、その結果を「道路の移動円滑化整備ガイドライン」にとりまとめる予定です。

なお、上記変更に関する部分以外については、従前のとおりとします。

## 2. 道路移動等円滑化占用基準

新設又は改築を行った特定道路について、道路法第33条第1項の占用許可基準に加え、歩道等の有効幅員が確保できるような基準を設けることとします。

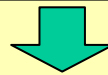
# 特定道路について

特定道路・・・移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。【法2条】

## <政令案>

特定道路＝生活関連経路を構成する道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの

生活関連経路



・・・大臣指定(運用については別途通知予定)

旧特定経路

特定道路

重点整備地区

旧法からの拡大部分

平成22年度までに事業実施義務【基本方針】

基準適合義務、維持義務、占用基準上乘せ【法10条】

追加

※全道路に対し一般的努力義務